

奈良県管財課調達物品（自動車）オープンカウンター実施要領

第1 趣旨

この要領は、管財課調達物品（自動車）（以下、「物品」という。）の調達において、公開型見積合せを行う場合の取扱いについて、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）及び奈良県物品・役務電子入札等運用要領等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において、公開型見積合せ（以下「オープンカウンター」という。）とは、物品の調達に係る見積合せにおいて、県が見積りの相手方を特定せず、案件を公開し、見積合せへの参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

第3 システムの使用

オープンカウンターは、奈良県物品・役務電子入札等システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して行うものとする。

第4 執行者

管財課長（以下「執行者」という。）とする。

第5 対象となる案件

- 1 オープンカウンターの対象は、調達しようとする発注物品（以下「オープンカウンター案件」という。）の予定価格（単価契約にあつては、購入予定単価に予定数量を乗じて得た額）が10万円以上300万円以下のものとする。
- 2 1の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、オープンカウンター案件としないことができる。
 - (1) やむを得ない理由により、納入期限までの期間が短く、第8の1に規定する見積期限日（第9に規定する同等品等による参加を認める案件については、第9の3に規定する見積期限日）を設定できないとき。
 - (2) 契約の相手方が特定されるとき。
 - (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、執行者がオープンカウンター案件とすることが適当でないと認めたとき。

第6 参加資格要件

- 1 オープンカウンターに参加しようとする者（以下「見積参加者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすことを要する。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年5月政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第

425号)に基づき、登録されている者のうち、電子入札システムの利用者として登録されている者であること。

(3) オープンカウンター案件の公開開始日から契約の相手方の決定日までの間に、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領に基づく入札参加停止を受けている日が含まれていないこと。

2 1に掲げるもののほか、執行者は、オープンカウンター案件の内容に応じて参加資格要件を附することができる。

第7 案件の公開

1 オープンカウンター案件は、見積参加者の利便性を考慮して、公開日等を設定するよう努めるものとする。

2 執行者は、見本品等の確認を必要とする案件については、原則として当該見本品等を閲覧できるようにする。ただし、閲覧期間及び時間は、原則として見積期間中（閉庁日を除く。）において、執行者が予め定めるものとする。

3 執行者は、オープンカウンターを継続しがたい事情が発生した場合は、案件の公開を中止することができる。

第8 見積書の提出

1 見積書の提出期限日は、適宜設定するものとする。

2 電子入札システム以外による見積書の提出は、原則認めないものとする。

3 見積参加者は、見積書の提出において、執行者からの指示があった場合には内訳書（品目、規格毎の単価及び数量等を記載したもの）を添付しなければならない。

4 提出した見積書を書換え、引換え又は撤回することは認めないものとする。

第9 同等品等による参加

1 見積参加者は、同等品による参加を認めている案件において同等品により見積る場合、見積書提出前に同等品等の申請を行い、執行者の承認を得るものとする。

2 執行者は、同等品等の申請があった場合に、審査を行ったうえで当該申請者に対して承認の可否を通知するものとする。

3 前項により承認を得た同等品の申請内容に、虚偽、錯誤等があり、契約締結後に仕様書に記載された要件を満たしていないことが判明した場合には、当該仕様書に瑕疵が認められない限り、その一切の責任は契約の相手方に帰属するものとする。

第10 契約の相手方の決定

1 電子入札システムによる見積書の開封は、見積書の提出期限日から翌日（閉庁日を除く。）までの間に行い、予定価格の範囲内で最低の金額をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方として決定する。

2 契約の相手方となるべき同額の見積書が2者以上から提出された場合は、電子入札システムの電子くじにより契約の相手方を決定するものとする。

3 電子入札システムの見積書の開封の結果（第11に規定する再見積の実施を含む。）は、

当日中にすべての見積書提出者に対して通知するものとする。

- 4 見積書の提出期限までに見積書の提出がない場合は、当該オープンカウンターを不調とする。

第 1 1 再見積

- 1 見積合せの結果、予定価格の範囲内で有効な見積書を提出した者がいない場合は、原則として1回、再見積の提出を受けるものとする。
- 2 再見積の見積書の提出期限日は、適宜設定するものとする。
- 3 再見積の結果、予定価格の制限の範囲内で見積書がない場合、オープンカウンターを不調とするが、再見積を提出した者に再度の見積を依頼することができるものとする。

第 1 2 無効な見積書

次のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- (1) 見積書の提出期限までにデータ入力完了していない見積書
- (2) 第6に規定する参加資格要件を満たさない者の見積書
- (3) 内訳書を求めている場合、内訳金額と見積金額に相違がある等整合性のない見積書
- (4) 入力データの不足により、内容が特定できない見積書
- (5) その他仕様書等に示した諸条件を満たさない見積書

第 1 3 結果の公表

- 1 オープンカウンターの結果は、見積合せ終了後、電子入札システムにより速やかに公表するものとする。
- 2 1の公表を除き、オープンカウンターの結果に関する照会には応じないものとする。

第 1 4 その他

この要領に定めるもののほか、物品のオープンカウンターに関し必要な事項は、管財課長が定める。

附 則

この要領は、令和 8年 4月 1日から施行する。